

審判前の保全処分 申立手数料及び予納郵便切手一覧表 (後見関係事件を除く)

奈良家庭裁判所

【令和6年10月1日改訂】

	事件名	印紙	郵券	内訳
第1類型	【遺産分割】 財産管理者選任及び選任取消, 財産管理に関する指示及び指示取消	なし		1220円×1, 110円×当事者数
第3類型	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任及び取消 【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止・親権代行者選任及び取消	なし	3540円	1220円×2, 110円×10
第4類型	不動産仮差押 *	1000円		1220円×2 (590円+590円)×登記所数 (対象物件に滞納処分がある場合 110円×滞納処分税務署数)
	債権仮差押 *	1000円		1220円×2。1290円×第三債務者数 (第三債務者に対し陳述催告を行う場合は, (590円+110円)×第三債務者数)
	動産仮差押 *	1000円	2440円	1220円×2
	不動産処分禁止仮処分 *	1000円		1220円×2 (590円+590円)×登記所数
	不動産占有移転禁止仮処分 *	1000円	2440円	1220円×2

注1) *印は, 相手方が1名増えるごとに1220円分の郵便切手を追加

注2) 児童福祉法28条の家庭裁判所の承認事件を本案とする「面会・通信の制限」事件 * について
印紙:なし, 郵便切手:1220円×2, 110円×10